

教職課程履修細則

運営委員会

平成23年3月2日制定

(趣旨)

第1条 愛知東邦大学教職課程履修規程第9条に基づき、幼稚園一種、中学校一種ならびに高等学校一種の教職課程の履修に関し必要な事項については、本細則の定めるところによる。なお、例外事項については全学教職課程委員会にて審議決定する。

(実習資格)

第2条 中学校一種ならびに高等学校一種の教職課程において、「介護等体験（3年次）」を履修するにあたっては、原則として次の資格を必要とする。

- (1) 卒業に必要な単位数の内、2年終了時まで（「教職に関する科目」を除く）70単位以上の単位を修得していること
- (2) 「教科に関する科目」は2年終了時まで、必修・選択必修・選択科目をあわせて20単位以上の単位を修得していること
- (3) 「教職に関する科目」は「教職概論」を除いた2年終了時までの必修科目である「教育学概論」、「教育心理学」、「教育課程論」の3科目が、「介護等体験実習」を履修する前の学期までにB以上の評価であること
- (4) 「教職免許法施行規則第66条の6に定める科目（日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作）」を2年終了時まですべて修得していること、または3年前期に残りを履修登録していること

2 中学校一種ならびに高等学校一種の教職課程において、「教育実習（4年次）」を履修するにあたっては、原則として次の資格を必要とする。

- (1) 卒業に必要な単位数の内、3年終了時まで（「教職に関する科目」を除く）100単位以上の単位を修得していること
- (2) 本学で定める「教科に関する科目」「教職に関する科目」及び「教職免許法施行規則第66条の6に定める科目」の必要単位を修得していること
- (3) 出席状況や学業成績が良好でない者、学習態度・生活面で学生として相応しくない行動のある者、及び生徒に悪影響を与えるなど学校の正常な教育活動を妨げるおそれのある者は、実習を認めないことがある

第3条 幼稚園一種の教職課程において、「教育実習（3年次）」を履修するにあたっては、原則として次の資格を必要とする。

- (1) 卒業に必要な単位数の内、2年終了時まで64単位以上の単位を修得していること
- (2) 本学で定める「教科に関する科目」6単位以上、「教職に関する科目」の内「教育学概論」「保育課程論」「教育実習事前研究」（合計6単位）、及び「教職免許法施行規則第66

条の6に定める科目」の内「憲法」を含む4単位以上を履修済みであること

- (3) 出席状況や学業成績が良好でない者、学習態度・生活面で学生として相応しくない行動のある者、及び児童に悪影響を与えるなど幼稚園の正常な教育活動を妨げるおそれのある者は、実習を認めないことがある

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、教授会制定の「教職課程履修細則」を廃止する。
- 3 平成21年度以前の入学生については、第2条第1項の規定にかかわらず、以下の規定を適用する。

中学校一種ならびに高等学校一種の教職課程において、「介護等体験（3年次）」を履修するにあたっては、原則として次の資格を必要とする。

- (1) 卒業に必要な単位数の内、2年終了時まで（「教職に関する科目」を除く）70単位以上の単位を修得していること
- (2) 「教科に関する科目」は2年終了時まで、必修・選択必修・選択科目をあわせて20単位以上の単位を修得していること
- (3) 「教職に関する科目」は「教職概論」を除いた2年終了時までの必修科目である「教育学概論」、「教育心理学」、「教職総合演習Ⅰ」、「教育課程論」の4科目が、「介護等体験実習」を履修する前の学期までにB以上の評価であること
- (4) 「教職免許法施行規則第66条の6に定める科目（日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作）」を2年終了時まですべて修得していること、または3年前期に残りを履修登録していること

- 4 平成22年度入学生については、第3条の規定にかかわらず、以下の規定を適用する。幼稚園一種の教職課程において、「教育実習（3年次）」を履修するにあたっては、原則として次の資格を必要とする。

- (1) 卒業に必要な単位数の内、2年終了時まで64単位以上の単位を修得していること
- (2) 本学で定める「教科に関する科目」6単位以上、「教職に関する科目」の内「教職概論」「保育課程論」「保育方法論」「教育実習事前研究」（合計7単位）、及び「教職免許法施行規則第66条の6に定める科目」の内「憲法」を含む4単位以上を履修済みであること
- (3) 出席状況や学業成績が良好でない者、学習態度・生活面で学生として相応しくない行動のある者、及び児童に悪影響を与えるなど幼稚園の正常な教育活動を妨げるおそれのある者は、実習を認めないことがある

- 5 平成21年度以前の入学生については、第3条の規定にかかわらず、以下の規定を適用する。幼稚園一種の教職課程において、「教育実習（3年次）」を履修するにあたっては、原則として次の資格を必要とする。

- (1) 卒業に必要な単位数の内、2年終了時まで64単位以上の単位を修得していること

- (2) 本学で定める「教科に関する科目」6単位以上、「教職に関する科目」の内「教職概論」「保育課程論」「保育方法論」「総合演習Ⅱ」「教育実習事前研究」(合計9単位)、及び「教職免許法施行規則第66条の6に定める科目」の内「憲法」を含む4単位以上を履修済みであること
- (3) 出席状況や学業成績が良好でない者、学習態度・生活面で学生として相応しくない行動のある者、及び児童に悪影響を与えるなど幼稚園の正常な教育活動を妨げるおそれのある者は、実習を認めないことがある
- 6 この規程は改正(附則)により平成24年4月1日より施行する。
- 7 この規程は、改正(第1条)により平成27年4月1日から施行する。
- 8 この規定は平成25年度以前の入学生に適用する。
- 9 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。